



平成 19 年 11 月 30 日

各 位

会社名 株式会社ディーワンダーランド
代表者名 代表取締役社長 久野 哲彦
JASDAQ・コード 9611
問い合わせ先
役職・氏名 取締役管理部長 脇村 正紀
電話 03-5421-6111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款を一部変更することの承認を求める議案を、平成 19 年 12 月 21 日開催予定の当社第 25 期定時株主総会に付議することを決議されることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利を限定するための規定を新設するものであります。(変更案第 9 条)
- (2) 当社はコンパクトな経営を目指していることから、取締役の人数を減ずるものであります。(変更案第 19 条)
- (3) 中長期的な視野に基づく経営の安定性を確保するため、また取締役の解任を行う場合は株主の総意によることが適切であると考えことから、取締役の解任決議の要件を特別決議によるものとするための規定を新設するものであります。(変更案第 20 条)
- (4) その他用語及び引用条文の変更を行うとともに、一部字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 12 月 21 日

定款変更の効力発生日 平成 19 年 12 月 21 日

3. 変更内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(別 紙)

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (新 設)	(単元未満株式についての権利) 第 9 条 (現行通り) <u>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
(基準日) 第 12 条 <u>1. 当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u>	(<u>定時株主総会の基準日</u>) 第 12 条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u>
<u>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</u>	(削除)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
(議事録) 第 18 条 <u>株主総会の議事録は、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u>	(議事録) 第 18 条 <u>株主総会における議事の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u>
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は <u>11</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は <u>5</u> 名以内とする。
(取締役の選任) 第 20 条 1 項～3 項(項文省略) (新 設)	(<u>取締役の選任及び解任</u>) 第 20 条 (現行通り) <u>4. 取締役は、株主総会の決議によって解任することができる。</u>

	5. <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u>
(代表取締役および役付取締役) 第23条 1. <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u> 2. <u>取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。</u>	(代表取締役および役付取締役) 第23条 1. <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2. <u>取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役それぞれ若干名を定めることができる。</u>
(取締役会の議事録) 第27条 1. <u>取締役会の議事録は、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u> 2. <u>前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u>	(取締役会の議事録) 第27条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事等に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> (削除)
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
(監査役会の議事録) 第38条 <u>監査役会の議事録は、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u>	(監査役会の議事録) 第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事等に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>
第7章 計算	第7章 計算
(剰余金の配当) 第48条 1. <u>剰余金の期末配当は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</u>	(剰余金の配当) 第48条 1. <u>剰余金の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>
2. <u>当会社は、取締役会の決議により、中間配当として、毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当を行うことができる。</u>	(現行通り)